

賃金引上げに関する助成金・補助金のご案内

1 業務改善助成金

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き 上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。



対象者(事業場)

- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30円以内
- 事業場規模100人以下

支給要件等

- 賃金引き上げ計画を策定し、事業場内最低賃金を 一定額(20円以上)引き上げ
- 生産性向上に役立つ機器・設備等の導入
 - □機械設備 □コンサルティング導入
 - □人材育成・教育訓練 など

助成率等

助成率 4/5~9/10 助成上限額 600万円

申請期限

令和4年1月31日

【相談窓口】業務改善助成金コールセンター

TEL 03-6388-6155

【**申請窓口**】岩手労働局雇用環境・均等室 TEL 019-604-3010

2 雇用調整助成金等(特例)

雇用調整助成金等の業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給対象となります。



対象となる要件等

- ① 業況特例又は地域特例の対象となる中小企業(解雇等を行っていない場合に限る。)であること。
 - ② 事業場内最低賃金を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間 に、30円以上引き上げること。
 - ※ その他にも注意事項がありますので、下記【相談窓口】にお問い合わせください。

助成率等

助成率 10/10 上限日額

15,000円

申請期限

判定基礎期間の末日の 翌日から2か月以内

【相談窓口】雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

TEL 0120-60-3999

3 事業再構築補助金

新分野展開や業態転換等又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等を目指し企業等の新たな挑戦を支援するもので、第3回公募から新しい類型(最低賃金枠、大規模賃金引上枠、等)が新設されました。



必須申請要件

- (a)2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月と比較して10%以上減少しており、(b)2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月間の合計売上高がコロナ以前の同3か月と比較して5%以上減少している。
- 認定経営革新等支援機関と事業再計画を策定する。
- 補助事業終了後3~5年で付加価値額、または従業 員一人当たり付加価値額が、年率平均3.0%以上 の増加を見込む事業

補助率等

■ 最低賃金枠

2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少・・・補助率2/3~3/4(補助額100万円~1,500万円)

■ 大規模賃金引上枠

事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上引き上げること及び従業員数を年率平均1.5%以上(※)増員…補助率1/3~2/3(補助額8,000万円~1億円) (※)初年度は1.0%以上

対象経費

- 建物費
- 設備費
- 広告宣伝費・販売促 進費
- システム購入費など

申請期限

第3回公募 9月21日締切

> ※第3回公募を含め、 あと3回公募予定

【相談窓口】事業再構築補助金事務局コールセンター

TEL 0570-012-088

(IP電話用) 03-4216-4080